

# 見附市立葛巻小学校におけるいじめ等の防止のための基本方針（R6改訂）

令和8年4月

見附市立葛巻小学校

## はじめに

この見附市立葛巻小学校におけるいじめの防止等のための基本方針（以下「学校基本方針」という。）は、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律71号以下「法」という。）第13条の規定に基づき、本校におけるいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

### 【いじめの定義】（法 第2条）

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与えている行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものとされている。

（注）個々の行為が、「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとする。また、いじめには多くの態様（※1）があることからいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定的に解釈することがないように努める。

### ※1）具体的ないじめの態様の例

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことやはずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

### 【いじめ類似行為の定義】（県条例第2条2項）

「いじめ類似行為」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」（※2）とされている。

### ※2）具体的ないじめ類似行為の例

- ・インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、被害児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など。

## 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童（生徒）の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめは、全ての児童（生徒）に関係する問題であり、どの子どもにも、どの学校にも起こる可能性があることを踏まえ、本校の全ての児童（生徒）を対象とし、学校の教育活動全体を通じたいじめの未然防止の具体的な取組を推進するとともに、いじめの早期発見、迅速かつ的確な対応に向けた具体的な対策について、学校全体で組織的かつ計画的・継続的に取り組む。

また、いじめ問題への取組の重要性について、保護者・地域へも認識を広め家庭、地域住民その他の関係者との連携のもと、いじめ防止等に係る取組を推進する。

## 2 いじめ防止等の対策のための組織の設置及び取組

本校に、いじめの防止等に関する対策をより実効的に行うための組織（以下「組織」という。）として、「いじめ問題等対策委員会」を設置する。

当該組織は、本校におけるいじめ防止等に係る指導や支援の体制構築、対応方針の決定、保護者及び関係機関等との連携といった対応を組織的に実施するための中核をとしての役割を担う。

### （1）構成員

校長、教頭、生活指導主任、特別支援教育コーディネーター、学校運営協議会長  
PTA 会長（副会長）、（必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャル  
ワーカー、弁護士、医師、教員 OB、警察官経験者等の外部専門家の参加・協力を依  
頼する。）

### （2）役割内容

- ア) 学校基本方針に基づく、未然防止などの取組の実施、進捗状況の確認、年間計画の作成・実行・検証・修正など
- イ) いじめの疑いや児童の問題行動に関する情報の収集と記録及び情報の共有
- ウ) 児童生徒や保護者・地域への意識啓発と情報発信等
- エ) 教職員の資質向上、意識啓発等に向けた研修などの企画と実施
- オ) いじめやいじめが疑われる行為等への相談、通報の窓口
- カ) 発見されたいじめやいじめの疑いがある事案への対応  
情報の迅速な共有、関係ある児童への時事関係の聴取、指導や支援体制、対応方針の決定、保護者、関係機関等との連携など

## 3 いじめ防止等のための具体的な取組

### （1）いじめの未然防止のための取組（いじめを生まない土壌づくり）

「いじめはどの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に励む必要がある。

#### ① 児童に培う力

- ア) 他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操
- イ) 命や人権を尊重する豊かな心
- ウ) 自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度

- エ) 他者と円滑なコミュニケーションを図ることができる能力
- オ) 自己有用感, 自己肯定感
- カ) ストレスに対処できる力

② そのための方策

- ア) 教育や人権教育の充実, 読書活動・体験活動の推進 (人権教育・同和教育の推進)
- イ) 互いに認め合い, 支え合い, 助け合う仲間づくり (学年・学級経営)
- ウ) 一人一人が活躍できる集団づくり (学年・学級経営)
- エ) 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくり (各教科, 道徳教育)
- オ) 他者の役に立っていることのできる体験や機会づくり (異学年交流, ボランティア活動, エコ活動)
- カ) 主体的に取り組むことを通して, 困難な状況を乗り越える体験活動の実施 (いじめ見逃しゼロスクール集会, 学級活動・委員会活動)

③ 教職員の資質の向上

- ア) 校内研修や職員会議でいじめ防止等についての周知を図り, 平素から教職員全員の共通理解を図っていくとともに, 指導のあり方に最新の注意を払う。
- イ) 日常的にいじめの問題について触れ, 「いじめは絶対に許されない」との雰囲気学校全体に醸成していく。
- ウ) カウンセリング能力等を図り, 体罰によらない児童に寄り添った指導を行う。

(2) 早期発見のための取組 (小さな変化に対する敏感な気付き)

いじめは, 早期に発見することが早期の解決につながる。早期発見のために, 日ごろから教職員が児童や保護者との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは, 教職員や大人が気付きにくいところで行われ, 潜在化しやすいことを認識し, 教職員が児童達の小さな変化を敏感に察知し, いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

① 日々の情報収集・分析・対応

- ア) 教職員が児童と共に過ごす機会を積極的に設けることを心掛ける。
- イ) いじめの早期発見のためのチェックリストを活用する。
- ウ) 気になる言動を察知した場合, 適切な指導を行い, 人間関係の修復にあたる。
- エ) 児童の成長の発達段階を考慮し, 丁寧で継続した対応を実施する。
- オ) 保護者がいじめやいじめ類似行為に気付いた時, いじめ等の疑いがある場合に, 即座に学校へ連絡できるよう, 日頃から保護者との信頼関係を築く。

※「新潟県いじめ等の対策に関する条例」では, 県民に対して「いじめ」や「いじめ類似行為」を発見した場合や, いじめ等が行われている「疑い」がある場合には, 学校への通報を呼び掛けている。

② 教育相談 (学校カウンセリング) の実施

- ア) 定期的な教育相談期間を設けて, 全児童生徒を対象とした教育相談を実施する。
- イ) 教職員の声かけ等, 子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。

③ いじめ実態調査アンケートの実施

- ア) 1か月に1回いじめ実態アンケートを実施する。
- イ) いじめ実態アンケートにおける気になる内容については, 教育相談や家庭訪問等を実施し, 迅速に対応する。

(3) いじめへの対処 (問題を軽視せず, 迅速かつ組織的に対応)

いじめの兆候を発見したときは, 問題を軽視することなく, 早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い, 解決に向けて担任等が一人で抱え込まず, 学校全体で組織的に対応する。また,

いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

① いじめ事案への基本的な対応

ア) 認知、正確な実態把握

- ・問題行動が発生した場合、生活指導主任・管理職に報告する。関係する人間関係に留意し、「いじめ」に該当するか否かを管理職と第1次判断する。
- ・当事者双方、周りの児童から聞き取り、記録する。
- ・関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
- ・ひとつの事象にとらわれず。いじめの全体像を把握する。
- ・状況によっては、警察と連携し、対応に当たる。

イ) 指導体制・方針の決定

- ・「いじめ」事案に該当した場合、学校長が指名した構成員による「緊急対応チーム（校長・教頭・生活指導主任・担任・学年主任等、当該児童に関係する教職員）」を組織して、調査及び対応にあたる。

※調査の際は、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、組織的に対応する。また、「チェックリスト」等を活用し状況を確認する。

- ・いじめ対策委員会を招集し、収集した情報をもとに対応の方針を明確にするとともに、対応する教職員の役割分担等具体策を決定する。（緊急時は、緊急対応チームで対応する。）
- ・教育委員会、関係機関との連携を図る。

ウ) 児童への指導・支援

- ・いじめられた児童を保護し、心配や不安を取り除く。
- ・いじめた児童に、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行う中で、「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。また、いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、児童の背景にも目を向け指導する。
- ・本人の訴えに対し、全力で守る教職員の姿勢を伝え、保健室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やカウンセラーを中心に本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証する。
- ・他の児童からの訴えに対し、その児童へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の児童から目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止め、情報の発信元は絶対に明かさないと伝え、訴えた者の身の安全を保証する。
- ・当事者だけの問題にとどめず、学級、学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を学級や学校全体に示す。

エ) 保護者との連携

- ・可能な限り直接会って（または電話で）、事実と学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭で児童の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

オ) 継続した指導

- ・いじめが解消したとみられる場合でも、引き続き十分な観察を行い、継続的に

教育相談，日記，手紙などで積極的にかかわり，その後の状況について把握する。

- ・いじめられた児童，いじめた児童双方にカウンセラーや関係機関の活用も含め，心のケアにあたる。
- ・いじめの発生を契機として，事例を検証し，再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し，実践計画を立て，いじめのない学級づくりへの取組を強化する。
- ・保護者，警察，関係機関，専門機関と連携した対応

#### (4) 保護者・地域との連携及び意識啓発等

##### ① 保護者・地域との連携による取組

- ア) P T A及び地域の活動によるいじめ防止等の取組の実施
- イ) 学校運営協議会において，自校の取組等の説明と課題解決に向けた対応策の検討
- ウ) 登下校見守り，学校運営地域本部，教育活動の協力者等からの定期的な情報収集

##### ② 保護者・地域への意識啓発

- ア) P T A総会において，いじめの防止等に関する学校基本方針及び具体的な取組，保護者責務について説明
- イ) 保護者及び地域の方を対象とした，いじめ問題やネットトラブル等に関わる研修（講演会等）を実施
- ウ) 「いじめ見逃しゼロスクール集会」への呼びかけ

#### (5) 関係機関等との連携

- ・中学校区幼保小中の連携強化
  - ※幼保小及び小中連絡会を計画に沿って実施し情報交換を行う。
  - ※小中合同で「いじめ見逃しゼロスクール集会」を実施する。
- ・地域の民生児童委員，主任児童委員等との情報交換
- ・見附警察署，児童相談所，見附市青少年育成センター，長岡少年サポートセンター等との連携
  - ※学期1回の「シェイクハンド訪問」を実施し情報交換を行う。

## 4 重大事態への対応

### (1) 重大事態について

重大事態とは，以下のようなケースを想定

- ① 生命，心身又は財産に重大な被害が生じた場合
  - ・児童生徒が自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な傷害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合 など
- ② いじめの状態を落ち着かせられたが，被害を受けた児童生徒，保護者がいじめによる不登校であるとの訴えをしている場合

※いじめを理由とした欠席が1週間（5登校日）以上続いた時点

### (2) 重大事態発生時の対応

- ① 学校は重大事態の発生を直ちに見附市教育委員会へ報告し，指導・助言を受ける。
- ② 事案の事実関係を明確にするための調査を行う。

- ア) 学校が調査主体となる場合
- ・組織による調査体制を整える。
  - ・組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
  - ・いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
  - ・調査結果を見附市教育委員会に報告する。
  - ・見附市教育委員会の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。
- イ) 見附市教育委員会が調査主体となる場合
- ・学校の設置者の調査依頼に必要な資料の提出など、調査に協力する。

## 5 いじめ防止等の年間計画について

別紙『見附市立葛巻小学校「いじめ防止学習プログラム」年間計画』参照

## 6 取組の評価と学校基本方針の見直し及び修正

### (1) 「取組評価アンケート」等の実施

PDC Aサイクルで取組を実施するとともに、学校評価及び教員評価等を活用し、定期的に取り組の評価と見直しを行う。

### (2) 学校基本方針の見直しと修正

上記の評価等に基づき、必要に応じて学校基本方針の見直しと修正を行う。

### 【参考】

- いじめ基本方針の策定（法の第13条）  
学校は、国の基本方針又は地域基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ「学校いじめ防止基本方針」を定める。
- 組織の設置（法の第22条）  
学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員・心理、福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される「組織」を置くものとする。
- 保護者の責務等（法の第9条）  
保護者は、子の教育について第一義的責任を有する者であって、その保護する児童等がいじめを行うことがないように、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

(資料) いじめ早期発見のためのチェックリスト

### **いじめが起こりやすい・起こっている集団**

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- グループ分けをすると特定の子どもが残る
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある

### **いじめられている児童**

#### **●日常の行動・表情の様子●**

- わざとらしくはしゃいでいる
- 顔色が悪く、元気がない
- おどおど、にやにや、にたにたしている
- 遅刻・欠席が多くなる
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- ときどき涙ぐんでいる
- 早退や一人で下校することが増える
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする

#### **●授業中・休み時間●**

- 発言すると友だちから冷やかされる
- 一人でいることが多い
- 班編成の時に孤立しがちである
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教職員の近くにいたがる
- 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする

#### **●昼食時●**

- 他の生徒の机から机を少し離している
- 好きな物を他の児童にあげる
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 食べ物にいたずらされる

#### **●清掃時●**

- いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- 一人で離れて掃除をしている

#### **●その他●**

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 理由もなく成績が突然下がる
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 服に靴の跡がついている
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 手や足にすり傷やあざがある
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする

### **いじめる側の児童**

- 多くのストレスを抱えている
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 特定の生徒にのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員によって態度を変える
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- グループで行動し、他の生徒に指示を出す
- 他の生徒に対して威嚇する表情をする
- 活発に活動するが他の児童にきつい言葉をつかう